

# 重要事項説明書

## ( 訪問看護 )

ご利用者: \_\_\_\_\_ 様

医療法人社団圭信会

訪問看護ステーション心音

事業所番号:1362390443



訪問看護サービスのご利用者様(以下「利用者」と表記させていただきます。)が、訪問看護の事業者又はサービスを選択する上で必要な重要事項を次の通りに説明いたします。利用者のご家族様(以下「家族」と表記させていただきます。)もご確認ください。

## 1 事業者概要

医療法人社団圭信会 (以下「事業者」といいます。)の概要は次のとおりです。

表 1: 事業者の概要

事業者の名称	医療法人社団圭信会
事業者の代表者名	代表者 近藤 和馬
事業者の所在地	東京都葛飾区奥戸 3-22-9 志美津ビル 2階 202号室
事業者の代表電話番号	03-6447-5605
事業者の設立年月日	平成 4年 8月 3日
事業者の事業概要	医療事業(整形外科クリニック)

## 2 事業所の概要

訪問看護ステーション心音(以下「事業所」といいます。)の概要は次のとおりです。

### (1) 事業所の名称・所在地等

表 2: 事業所の名称・所在地等

事業の種類	指定訪問看護事業 (介護保険)			
施設等の区分	指定看護事業所 (訪問看護ステーション)			
事業所名	訪問看護ステーション心音			
事業所の所在地	東京都江戸川区平井 3-10-12 平井町ビル 1F			
管理者の氏名	田中 直美			
電話番号 (代表)	03-5875-0337			
指定年月日、指定番号	平成 30年 4月 1日 指定		1362390443 号	
開設年月日	平成 30年 4月 1日			
通常の実業の実施地域	江戸川区・葛飾区・墨田区・江東区			
事業所の営業日	月曜日から日曜日(12月 29日～1月 3日を除く。)			
事業所の営業時間	9:00～18:00			
サービスの提供日	事業所の営業日と同じ。			
サービスの提供時間帯	通常時間	早期時間帯	夜間時間帯	深夜時間帯
	8:00～18:00	6:00～8:00	18:00～22:00	22:00～6:00
サービスの提供体制	緊急時訪問看護加算、特別管理加算及びターミナルケア加算に係る体制を整備しています。			
併設事業所	指定介護予防訪問看護及び指定居宅介護支援の各事業所を併設。医療保険の訪問看護ステーションも兼ねています。			

注1) 上記の「通常の実業の実施地域」以外にお住いの利用者もご相談下さい。

(1) 訪問看護事業の目的

利用者が、可能な限り、その居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援し、心身の機能の維持回復を図ることを目的としています。

(2) 訪問看護事業の運営方針

- ① 介護保険法その他関係法令を遵守します。
- ② 利用者、その家族のお気持ち(心の音<sup>こゑ</sup>)に寄り添います。
- ③ 利用者の心身の状態に合わせて適切なサービス提供します。
- ④ 利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、療養上の目標を設定し、計画的に訪問看護を提供します。
- ⑤ 定期的に、訪問看護の質の評価を行い、常に改善を図ります。
- ⑥ 訪問看護を提供するに当たっては、主治医、居宅介護支援事業者その他の保険医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めます。

(3) 事業所の設備及び備品

事業所には、訪問看護事業を行うために必要な広さを有する専用の事務所を設けており、また、訪問看護の提供に必要な設備及び備品を常備しています。  
1階に事務所があり、気軽に看護・介護相談ができるようにしています。

(4) 職員の配置状況等

事業所には、以下の職員を配置しています。

① 職員の配置状況

表3: 職員の配置状況

職種	保有資格	常勤	非常勤	合計
①管理者	看護師	1.0	0	1.0
②訪問看護 の提供に当 たる従業者	看護師	2.0	1.1	3.1
	保健師	0	0	0
	准看護師	1.0	0	1.0
	理学療法士	0	0	0
	作業療法士	0	0.7	0.7
③事務員等		0	0.3	0.3

② 職員の業務内容

管理者: 従業者及び業務の管理を行います。但し、適宜、訪問看護も行います。

訪問看護の提供に当たる従業者: 実際に訪問看護を行います。

事務員: 事務所の業務に関連した事務を行います。

### 3 サービス内容

- (1) 訪問看護計画書の作成
- (2) 他事業所との連絡調整(主治医への報告、サービス担当者会議等の参加)
- (3) 看護行為(利用者に対して)
  - ◇ バイタルチェック(血圧・体温・脈拍・簡易酸素飽和度測定など)
  - ◇ 身体の保清(清拭・洗髪・入浴・口腔ケア・足浴手浴など)
  - ◇ 療養指導(生活上の注意事項・食事指導・排泄に関する対策や指導など)
- (4) 医療的処置行為
  - ◇ 創傷及び褥瘡処置
  - ◇ 人工肛門・人工膀胱管理ケア
  - ◇ 経鼻チューブ・胃ろうチューブ管理ケア
  - ◇ 尿道留置カテーテル・自己導尿管理ケア
  - ◇ 在宅酸素療法管理ケア
  - ◇ 在宅人工呼吸器管理ケア
  - ◇ 喀痰の吸引・管理
  - ◇ 点滴
  - ◇ 排泄管理ケア(浣腸・摘便)
- (5) リハビリ
  - ◇ 看護業務の一環としてリハビリを中心としたものである場合、理学療法士等が看護師の代わりに訪問
  - ◇ 拘縮予防・歩行訓練等
  - ◇ 言語・嚥下訓練(言語障害・失語症・嚥下障害など)
  - ◇ 認知予防指導(趣味の活用など)
- (6) 利用者・家族に対して
  - ◇ 介護の方法指導・介護福祉などの社会資源の紹介
  - ◇ 褥瘡予防・リハビリの方法・食事の指導(介助の工夫・方法など)
  - ◇ 室内環境整備の工夫・安全対策の工夫・感染症に対する対応方法など
  - ◇ 家族の健康相談・助言

### 4 料金

#### (1) 利用料金

サービス利用料金及びご利用者負担金については、別紙の料金表によります。

#### (2) キャンセル料

ご利用日の前営業日午後6時までにご連絡いただいた場合	無料
ご利用日の当日午前9時までにご連絡がなかった場合	利用料の 100%

※ 利用者の都合でサービスを中止する場合、上記のキャンセル料がかかります。ただし、ご利用者様の容態の急変や緊急の場合等、やむを得ない事情等がある場合は、キャンセル料金をいただきません。

(3) その他

利用者の住まいで、サービスを提供するために使用する、水道、ガス、電気、電話等の費用は利用者のご負担になります。

(4) 支払方法

- ① 事業所は、サービスを利用した場合、翌月 15 日前後に前月分の利用料の請求をお渡しいたします。
- ② 請求書には明細がありますので必ずご確認ください。
- ③ サービス開始から 1 ヶ月満たないサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算いたします。

(5) 契約時に指定された口座より、翌月 27 日に金融機関から自動引き落としされます。(原則自動引き落とし)。

※ 事前に引落残高をご確認ください。

※ 引き落としが土日祝日の場合、翌営業日に引落となります。

(6) 事業者は、利用者から料金の支払いを受けたときは、利用者に対し領収証を発行します。

## 5 サービスの利用方法

### サービスの利用開始

まずは、お電話等でお申し込みください。当事業所サービス担当者がお伺いいたします。若しくは当事業所へお越しいただき、ご相談をお受けしております。訪問看護計画作成と同時に契約を結び、サービスの提供を開始します。

※ 居宅サービス計画の作成を依頼している場合は、事前に介護支援専門員とご相談ください。

### (1) サービスの終了

利用者のご都合でサービスを終了する場合

① サービスの終了を希望する日の1週間前までに文書でお申し出下さい。

② 当社の都合でサービスを終了する場合

人員不足等やむを得ない事情により当事業所からサービスの提供を終了させていただく場合がございます。その場合は、終了1ヶ月前までに文書で通知いたします。

この場合は、当該地域の他訪問看護ステーションへのご紹介をいたします。利用者ご家族にご迷惑の無いよう、状況やサービス内容、経過等の送りをいたします。

③ 自動終了

以下の場合、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。

- ・ 利用者が介護保険施設に入所した場合

- ・ 介護保険給付でサービスを受けていた利用者の要介護認定区分が、非該当（支援及び自立）と認定された場合
- ・ 利用者がお亡くなりになった場合

#### ④ 契約解除

- ・ 当事業所が正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、利用者又は家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、または当社が破産した場合、利用者は文書で解約を通知することによって即座にサービスを終了することができます。
- ・ 利用者が、サービス利用料金の支払を2ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず14日以内に支払わない場合。
- ・ 利用者が正当な理由なくサービスの中止をしばしば繰り返した場合、利用者が入院もしくは病気等により、3ヶ月以上にわたってサービスが利用できない状態であることが明らかになった場合。
- ・ 利用者や家族などが当事業所や当事業所のサービス従業者に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、文書で通知後1か月間の期間において契約を終了させていただく場合がございます。

#### ⑤ その他

当事業所における当日の健康チェックにおいて、利用者の健康状態が悪い場合、サービス内容の変更、又はサービスの提供を中止する場合があります。

#### (2) サービス提供担当訪問看護師について

サービス提供時にプランに適した専門職を決定いたします。ただし、実際のサービス提供にあたっては、数人の職員が交替してサービスを提供いたします。

#### (3) 訪問職員の交替

##### ① 利用者からの訪問職員の交替の申入れ

選任された訪問職員の交替を希望される場合には、当事業所訪問職員が業務上不適当と認められる事情もしくはその理由を明らかにして事業者に出すことができます。ただし、利用者からの訪問職員指定はできません。

##### ② 事業所の都合による訪問職員交替の申入れ

事業所の都合で訪問職員を交替する場合、利用者及び家族に対して、サービス利用上の不利益が生じないよう十分に配慮するものとします。

#### (4) サービス実施時の留意点

##### ① 訪問看護指示書について

訪問看護実施にあたり、主治医からの「訪問看護指示書」が必要となります。指示書発行にて各種保険適応サービス対象となります。（指示書期間が訪問看護提供機関に該当いたします。）

##### ② 訪問看護報告書・訪問看護計画書の主治医への交付

事業者は訪問看護報告書・訪問看護計画書を定期的に主治医に提出します。

##### ③ 利用者サービス提供について

事業者は訪問看護サービスの実施にあたって利用者の事情・意向等に十分に配慮するものとします。

④ 備品等の使用

訪問看護実施のために必要な備品等(水道・ガス・電気等を含む)は無償で使用させていただきます。その他、急変時等の連絡を訪問職員が事業所及び関係機関に連絡する場合の電話等も同様にさせていただきます。

⑤ その他

- ・交通事情によりサービス時間が多少前後することがございますがご了承ください。
- ・サービス提供時、当事業所の職員が同行研修する場合、ご了承ください。

(5) サービス内容の変更

サービス利用当日にご利用様の体調等の理由でサービスが実施できない場合には、サービス内容の変更を行い支援いたします。その場合、事業者は変更したサービス内容と時間に応じたサービス利用料金を請求いたします。

(6) 訪問職員の禁止行為

訪問職員は、ご利用様に対する訪問看護サービスの提供にあたって、次に該当する行為は行いません。

- ・利用者もしくは家族からの物品等の授受
- ・利用者もしくは家族の金銭、預貯金通帳、証書、書類等の預かり
- ・利用者の家族等に対する訪問看護サービス
- ・飲酒及び利用者もしくは家族等の同意なしに行う喫煙行為
- ・利用者もしくは家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動
- ・その他利用者もしくは家族等に行う迷惑行為
- ・身体拘束その他利用者の行動を制限する行為(利用者又は第三者等の生命や身体を保護するための緊急やむを得ない場合を除く)

6 当事業所の特徴等

事項	有無	備考
採用後の研修	有	6ヶ月以内の初任者研修
従業員の研修の実施	有	年に2回の業務研修
サービスマニュアルの作成	有	1年に1回見直し実施
カンファレンスの開催	有	1ヶ月に1回実施

7 緊急時の対応方法

- ・事業所のサービス提供にあたり、けがや体調の急変等の事態が発生した場合は、適切かつ迅速な応急措置を講じます。

- ・ ご利用者様の生命・身体・健康に危険またはその恐れがあるときは、直ちに医師及び家族に連絡して必要な措置を講じます。
- ・ 緊急事態が発生に至った経緯及び態様を速やかに精査し、正確な状況把握に努めます。

#### 8 事故発生時の対応

- ・ 当事業所のサービス提供にあたり事故が発生した場合は、家族に報告するとともに適切かつ誠実な対応を行います。
- ・ 事故が生じたときには、直ちに事故に至った経緯及び態様を調査し、事実を正確に把握します。
- ・ 事故発生後はできるだけ速やかに市区町村や関係機関へ正確に事故発生の報告をします。
- ・ 当事業所の責任の有無に関わらず、発生した事故を繰り返さないための対策を検討し、予防措置を早期に実施します。
- ・ 当事業所の責めに帰すべき事由により利用者様の生命・身体・財産に損害を及ぼし場合には、その損害を賠償します。

#### 9 要介護認定の更新申請の援助

事業者は、必要と認めるときは、利用者が受けている要介護認定の有効期間の満了日の30日前までに要介護認定の更新申請がなされるよう、必要な援助を行います。

#### 10 個人情報の取扱と情報開示等について

「個人情報の取り扱いに関する運用規定」「個人情報保護のお取り扱いについて」の定めに従って個人情報を取り扱います。

#### 11 身分証携行

訪問看護職員は、常に身分証を携行し、初回訪問時及びご利用者又はご家族様から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示いたします。

#### 12 その他

訪問看護計画の作成及び事後評価は、看護師または看護師と理学療法士等が利用者の直面している課題等を評価し、主治医の指示及び利用者の希望を踏まえて、訪問看護計画を作成し毎月発行いたします。主治医と密接な連携を図りながら、必要に応じて訪問看護計画の変更を行います。看護師又は理学療法士より内容を説明いたします。内容を確認し、同意した上で署名を頂き一部利用者に交付いたします。



### 13 訪問看護の提供記録

#### (1) 記録の整備保存

事業者は、利用者に対する訪問看護の提供に関する記録を整備し、その完結の日から2年間保存します。

#### (2) 記録の開示

別紙「個人情報の取扱いに関する運用規定 個人情報保護のお取り扱いについて」でご説明いたします。

### 14 虐待の防止について

事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のために以下の対策を講じます。

#### (1) 虐待防止責任者を選任しています。

虐待防止に関する責任者

管理者 田中 直美

#### (2) 苦情解決のための体制を整備しています。

#### (3) 研修等を通じて、従業員の人権意識の向上や知識・技術の向上に努めます。

(4) 高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合には、速やかにこれを市区町村または市区町村から委託を受けた地域包括支援センター等に報告・相談します。

(5) 訪問看護の提供に当たっては、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束そのほか利用者の行動を制限する行為(以下「身体拘束」という。)は行いません。身体拘束等を行う場合には、その態様、時間、心身の状況、理由を記載します。

### 15 衛生管理について

事業所の設備及び備品について衛生的な管理に努めます。

(1) 感染症の予防及びびまん延の防止のための対策を検討する委員会の設置、指針を作成します。

(2) 感染症の予防及びびまん延の防止のための研修及び訓練を実施します。

### 16 業務継続計画の策定

感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する訪問看護サービスの提供を継続的に実施するため、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い、必要な措置を講じます。

(1) 従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。

(2) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

#### 17 社会情勢及び天災時の訪問看護について

(1) 社会情勢の急激な変化・地震・風水害などの著しい社会秩序の混乱などにより、事業所の義務の履行が難しい場合には、日程、時間の調整をさせて頂く場合があります。

(2) 社会情勢の急激な変化・地震・風水害などの著しい社会秩序の混乱などにより、事業所の業務の履行が遅延、もしくは不能になった場合、それによる損害賠償責任を事業所は負わないものとします。

#### 18 ハラスメント対策

ハラスメント対策のための対策を講じます。

(1) 職場において行われるハラスメントにより、訪問看護等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化の必要な措置を講じます。

(2) カスタマーハラスメント防止のための方針の明確化などの必要な措置を講じます。

(3) 相談対応のための担当者や窓口を定め、従業員周知します。

#### 19 暴力団等の影響排除について

事業所はその運営について暴力団の支配を受けません。

20 サービス内容に関する苦情 ○当事業所ご利用者相談・苦情窓口

事業所名	訪問看護ステーション心音
所在地	東京都江戸川区平井 3-10-12 平井町ビル 1 階
電話番号	電話番号 03-5875-0337
担当者	担当 田中 直美

○公的機関においても、次の機関において苦情相談ができます。

公的機関名	江戸川区介護保険課
所在地	東京都江戸川区中央1-4-1
電話番号	03-5622-0061
対応時間	午前 8 時 30 分より午後 5 時(平日)

公的機関名	葛飾区役所介護保険課
所在地	東京都葛飾区立石5-13-1
電話番号	03-3695-1111
対応時間	午前8時30分より午後5時(平日)

公的機関名	墨田区介護保険課
所在地	東京都墨田区吾妻橋1-23-20
電話番号	03-5608-6544
対応時間	午前8時30分より午後5時まで(平日)

公的機関名	江東区介護保険課
所在地	東京都江東区東陽4-11-28
電話番号・FAX番号	03-3647-9099
対応時間	午前8時30分より午後5時(平日)

公的機関名	東京都国民健康保険団体連合会(苦情相談窓口)
所在地	東京都千代田区飯田橋 3-5-1 東京区政会館 1 1 階
電話番号・FAX番号	03-6238-0177
対応時間	午前 9 時より午後 5 時 (平日)

令和 6年 6月 1日

令和 年 月 日

指定訪問看護サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

説明者氏名

氏名 \_\_\_\_\_ 印

【事業者】

住 所 : 東京都葛飾区奥戸 3-22-9 志美津ビル 2 階 202 号室

名 称 : 医療法人社団 圭信会

代 表 者 : 理事長 近藤 和馬

【事業所】

住 所 : 東京都江戸川区平井 3-10-12 平井町ビル 1 階

名 称 : 訪問看護ステーション心音

管 理 者 : 田中 直美 \_\_\_\_\_ 印

私は、本書に基づいて事業者から重要事項の説明を受け同意しました。

【利用者】

住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ 印

【署名代行者】

利用者との関係 ( \_\_\_\_\_ )

署名代行事由 \_\_\_\_\_

住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ 印

介護保険 料金表

令和 6年 6月 1日

訪問内容		サービス内容略称	単位数	利用料金	利用負担額		
					1割	2割	3割
看護師 による訪問	20分未満	訪問看護Ⅰ1	314	3,579円	358円	716円	1,074円
		介護予防訪問看護Ⅰ1	303	3,454円	346円	691円	1,037円
	30分未満	訪問看護Ⅰ2	471	5,369円	537円	1,074円	1,611円
		介護予防訪問看護Ⅰ2	451	5,141円	515円	1,029円	1,543円
	30分以上 1時間未満	訪問看護Ⅰ3	823	9,382円	939円	1,877円	2,815円
		介護予防訪問看護Ⅰ3	794	9,051円	906円	1,811円	2,716円
1時間以上 1時間30分未満	訪問看護Ⅰ4	1,128	12,859円	1,286円	2,572円	3,858円	
	介護予防訪問看護Ⅰ4	1,090	12,426円	1,243円	2,486円	3,728円	
理学療法士 作業療法士 言語聴覚士 による訪問	1回あたり20分	訪問看護Ⅰ5	294	3,351円	336円	671円	1,006円
		介護予防訪問看護Ⅰ5	284	3,237円	324円	648円	972円
	1回あたり40分	訪問看護Ⅰ5×2	588	6,703円	671円	1,341円	2,011円
		介護予防訪問看護Ⅰ5×2	568	6,475円	648円	1,295円	1,943円
	1回あたり60分	訪問看護Ⅰ5・2超×3	792	9,028円	903円	1,806円	2,709円

\*利用者負担金は保険者の介護保険負担利用割合証に基づき一定所得のある方は2割・3割となります。

\*准看護師の訪問の場合は、上記金額の10%減額のご負担となります。

\*事業所と同一建物などに居住する利用者にサービスを行う場合は以下の通り減算になります。

- ① 事業所と同一敷地内又は隣接する敷地内に所在する建物に居住する利用者にサービスを行う場合は10%の減算になります。
- ② ①の要件に該当する建物に居住する利用者の人数が1月あたり50人以上の場合は15%の減算になります。
- ③ ①以外の範囲に所在する建物に居住する利用者の人数が1月あたり20人以上の場合は10%の減算になります。

\*理学療法士等による訪問看護

- ① 看護業務の一環としてのリハビリテーションを中心としたものです。

加算内容	単位数	利用料金	利用負担額		
			1割	2割	3割
初回加算(Ⅰ) (※1)	350	3,990円	399円	798円	1,197円
初回加算(Ⅱ) (※2)	300	3,420円	342円	684円	1,026円
退院時共同指導加算	600	6,840円	684円	1,368円	2,052円
特別管理加算Ⅰ 月1回	500	5,700円	570円	1,140円	1,710円
特別管理加算Ⅱ 月1回	250	2,850円	285円	570円	855円
早朝(6時から8時)夜間(18時から22時)加算	所定単位数の25%				
深夜(22時から翌朝6時)加算	所定単位数の50%				
看護体制強化加算Ⅱ (※3) 1月につき	200	2,280円	228円	456円	684円
30分未満の複数名訪問加算Ⅰ (※4) 1回につき	254	2,895円	290円	576円	869円
30分以上の複数名訪問加算Ⅰ (※4) 1回につき	402	4,582円	459円	917円	1,375円
30分未満の複数名訪問加算Ⅱ (※5) 1回につき	201	2,291円	230円	459円	688円
30分以上の複数名訪問加算Ⅱ (※5) 1回につき	317	3,613円	362円	723円	1,084円
長時間(90分以上)訪問看護加算 1回につき	300	3,420円	342円	684円	1,026円

※1 新規に病院、診療所等から退院した日に看護師が初回の指定訪問看護を行った場合に算定します。

※2 新規に訪問看護計画書を作成し、初回の指定訪問看護を行った場合に算定します。

\*早朝・夜間・深夜加算は、2回目以降の緊急時訪問において算定いたします。

※3 緊急時訪問看護加算の算定者割合50%以上、特別管理加算の算定者割合20%以上の実績が6か月あり、ターミナルケア加算の算定者1名以上(12月間)あった場合に算定します。

※4 2人の看護師等が同時に訪問看護を行った場合、※5 看護師等と看護補助者が同時に訪問看護を行った場合に算定します。

加算内容	単位数	利用料金	利用負担額		
			1割	2割	3割
緊急時訪問看護加算Ⅱ 1か月につき	574	6,543円	655円	1,309円	1,963円

《緊急時訪問看護加算について》

\* 訪問予定以外の緊急訪問を行う体制についての加算です。実際に訪問した場合は、その都度、訪問の単位数（金額）を算定（請求）いたします。

ターミナルケア加算	2,500	28,500円	2,850円	5,700円	8,550円
-----------	-------	---------	--------	--------	--------

《ターミナルケア加算について》

※介護予防は含みません。

\* 在宅で亡くなった場合の加算です。死亡日及び死亡前日14日以内に2日、死亡日及び死亡前日14日以内に末期の悪性腫瘍その他別に厚生労働大臣が定める状態にあり、訪問看護を行っている場合にあっては1日以上ターミナルケアを行った場合に算定します。

ターミナルケアケアを行った後、24時間以内に在宅以外で亡くなった場合も含みます。

\* 「人生の最終段階における医療の決定プロセスにおけるガイドライン」等の内容を踏まえ、利用者本人と話し合いを行い、利用者本人の意思決定を基本に、他の医療及び介護関係者と連携の上対応します。

\* 居宅介護支援事業者等と十分な連携を図ります。

指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業と連携して指定訪問看護を行う場合 要介護5の場合（+800単位）	2,961	33,755円	3,376円	6,751円	10,127円
---	-------	---------	--------	--------	---------

\* 准看護師の場合は98/100です。

\* 月の途中で開始した際は、日割り計算となります。

後期高齢者		1割～3割（所得に応じて変わります）	
健康保険	国民健康保険	高齢受給者	1割～3割
		一般患者	3割 （義務教育就学前までは2割）

\* 受給者の種類によっては公費負担が適応になり、負担が軽減される場合があります。

### 基本料金明細

回数	訪問看護 基本療養費Ⅰ (准看護師の場合)	訪問看護 管理療養費	合計
1回目	5,550円	7,670円	13,220円
	(5,050円)		
2回目	5,550円	3,000円	21,770円
	(5,050円)		
3回目	5,550円	3,000円	30,320円
	(5,050円)		
(1週間のうちの) 4回目	6,550円	3,000円	39,870円
	(6,050円)		

### 同一建物居住者に対して、同一日に2名以上の訪問の場合、1日につきの料金

回数	訪問看護 基本療養費Ⅱ (准看護師の場合)	訪問看護 管理療養費	合計
1回目	5,550円	7,670円	13,220円
	(5,050円)		
2回目	5,550円	3,000円	21,770円
	(5,050円)		
3回目	5,550円	3,000円	30,320円
	(5,050円)		
(1週間のうちの) 4回目	6,550円	3,000円	39,870円
	(6,050円)		

### 同一建物居住者に対して、同一日に3名以上の訪問の場合、1日につきの料金

回数	訪問看護 基本療養費Ⅱ (准看護師の場合)	訪問看護 管理療養費	合計
1回目	2,780円	7,670円	10,450円
	(2,530円)		
2回目	2,780円	3,000円	16,230円
	(2,530円)		
3回目	2,780円	3,000円	22,010円
	(2,530円)		
(1週間のうちの) 4回目	3,280円	3,000円	28,290円
	(3,030円)		

\* 訪問看護基本療養費Ⅰ・Ⅱは、主治医の訪問看護指示書に基づき指定訪問看護行った際に算定します。

\* 訪問看護基本療養費Ⅰ・Ⅱは一週間のうち週4日目以降から料金が変わります。

\* 訪問看護基本療養費Ⅰ・Ⅱは、悪性腫瘍の利用者に対する緩和ケア、褥瘡ケア又は人工肛門ケア及び人工膀胱ケアに係る専門の研修を受けた看護師が、他の訪問看護ステーションの看護師もしくは准看護師又は当該利用者の在宅療養を担う保険医療機関の看護師もしくは准看護師と共同して同一日に行った場合にも算定します。

\* 訪問看護管理療養費は月の初日の料金2日目以降から料金が変わります。

\* 訪問看護情報提供療養費は、1・2・3あります。

1：厚生労働大臣が定める疾病等の利用者のうち、当該市町村からの求めに応じて情報を提供した場合に算定します。

2：厚生労働大臣が定める疾病等の利用者のうち、当該義務教育諸学校に、入学時、転学時等により初めて在籍することとなる利用者について、当該義務教育諸学校からの求めに応じて情報を提供した場合に算定します。

3：保険医療機関等に入院し、又は入所する利用者について情報を提供した場合に算定します。

## 入院中一時外泊をしている方の訪問

訪問看護基本療養費Ⅲ	8,500円
------------	--------

\*退院後に指定訪問看護を受けられる入院中の方で、在宅療養に備えて一時的に外泊する際、訪問看護が必要と認められた場合に算定します。入院中1回限りです。但し、疾患や状態により2回まで算定できます。

### 病状等による加算料金

訪問看護療養費1日1回につき 乳幼児加算(3歳未満) 幼児加算(3歳以上6歳未満) 状態により算定	1300円又は1800円
複数名訪問看護加算 週1回につき 看護師、理学療法士、作業療法士が同時に訪問した場合	4500円
複数名訪問看護加算 週1回につき 准看護師が同時に訪問した場合	3,800円
複数名訪問看護加算 週3回につき	1日に1回の場合 3,000円
看護補助者と同時に訪問した場合	1日に2回の場合 6,000円
	1日に3回の場合 10,000円
難病等複数回訪問加算(厚生労働省の指定疾患)	1日2回訪問 4,500円 1日3回以上の訪問8,000円
長時間訪問看護加算 週1回につき 15歳未満の小児は一週につき3回まで	5,200円
緊急訪問看護加算 1日につき 月14日目まで	2,650円
緊急訪問看護加算 1日につき 月15日目以降	2,000円
特別管理加算 月1回	2,500円
特別管理加算 重症度高 月1回	5,000円
退院時共同指導加算 1回につき 利用者の状態に応じ月に2回を限度とする	8,000円
特別管理指導加算 利用者の状態に応じ退院時共同指導加算と合わせて算定	2,000円
退院支援指導加算(退院日)	6,000円
厚生労働省の指定疾患、状態及び診療により退院日の訪問看護が必要な場合	
別に厚生労働省の認める長時間の訪問を要する者に対し、90分を超えた場合又は複数回の退院支援指導の合計時間が90分を超えて療養上必要な指導を行った場合	8,400円
在宅患者連携指導加算 1ヶ月につき	3,000円
夜間・早朝加算(18時から22時、6時から8時まで)1回につき	2,100円
深夜加算(22時から翌8時まで) 1回につき	4,200円
在宅患者緊急時等カンファレンス加算(1ヶ月につき2回まで)	2,000円
訪問看護ターミナル療養費 1	25,000円
訪問看護ターミナル療養費 2 (施設等)	10,000円
訪問看護ベースアップ評価料 (I) 月1回	780円

### ご希望によって契約された場合の加算

24時間対応体制加算(1ヶ月につき)	6,520円
訪問看護情報提供療養費(1ヶ月につき)	1,500円
複数名訪問看護加算	3,000円～10,000円

### その他自費のご利用料金

サービス内容	時間内	早朝 6時～8時	深夜
	8時～18時	夜間 18時～22時	22時～翌朝8時
通常の訪問看護サービス	30分毎 5,500円	30分毎 6,600円	30分毎 7,700円
永眠時のケア	訪問看護提供が行われた在宅での処置であること		22,000円

\*介護・医療保険対象外の訪問で、保険を使わない・使えない場合のご利用料金となります。

キャンセル料	利用料の10割
--------	---------



## 訪問看護の加算についての同意書

- 緊急時訪問看護加算（介護保険）
- 24 時間対応（連絡）体制加算（医療保険）  
ご利用者様・ご家族から、常時 24 時間電話等により看護に関する健康療養相談をお受けします。又、必要に応じて臨時・緊急訪問を行います。
- 看護体制強化加算（Ⅱ）（介護保険）  
緊急時訪問看護加算の算定者割合 50%以上、特別管理加算の算定者割合 20%以上の実績が 6 カ月あり、ターミナルケア加算の算定者 1 名以上(12 月間)の場合に算定します。
- 複数名訪問加算（介護保険・医療保険）  
ご利用者様の身体的理由等により一人の看護師等による指定訪問看護が困難と認めた場合に、二人同時（看護師等と又は、看護師等と看護補助者）に指定訪問看護を行った際に算定します。
- ターミナルケア加算（介護保険・医療保険）  
「人生の最終段階における医療の決定プロセスにおけるガイドライン」等の内容を踏まえ、ご利用者様本人と話し合いを行い、意思決定を基本に、他の医療及び介護関係者と連携の上、対応します。（訪問の回数によって加算算定の対象となります。）
- 訪問看護情報提供療養費（医療保険）  
○厚生労働大臣が定める疾病等の利用者のうち、当該市町村等からの求めに応じて情報提供した場合、当該義務教育諸学校に、入学、転学時等により初めて在籍することとなる際に、当該義務教育諸学校から求めに応じて情報を提供した場合です。  
○保険医療機関に入院し、又は入所するご利用者様について情報提供した場合です。

事業者名：訪問看護ステーション心音

管理者：田中 直美 殿

私は、本書に基づいて事業者から上記加算について説明を受け、同意しました。

令和 年 月 日

利用者住所 \_\_\_\_\_

利用者名 \_\_\_\_\_

【署名代行者】

住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_